

本会及び加盟団体並びにその構成員の

義務等の違反措置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本会定款第55条及び細則第91条に基づき、本会及び加盟団体並びにその構成員の義務等の違反措置に関する手続き及び内容等について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、定款第54条及び細則第92条及び第93条で定める本会及び加盟団体(以下、「団体」という。)並びにその構成員(以下、「個人」という。)に対して適用する。

2 義務等の違反措置については、細則第94条の定めに基づき行う。

(措置に手続き)

第3条 対象となる事案に係る措置の手続きについては、細則第94条、第95条による。

(違反措置の決定)

第4条 この規程に定める義務等の違反措置は、前条の手続きを経て以下のとおり決定する。

- 1 指導及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定する。
- 2 資格停止は、総理事の過半数の同意により決定する。
- 3 除名及び永久追放は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の同意により決定する。

(団体に対する措置の種類及び内容)

第5条 この規程における団体に対する措置の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 指導

本会から口頭又は書面を以って、当該団体へ是正・改善を求める。

(2) 勧告

本会から書面を以って、当該団体へ是正・改善及び改善計画書の提出を求める。

(3) 資格停止

本会から書面での通知を以って、当該団体を一定期間、加盟団体としての権利・権限を停止する。

なお、資格停止の内容は、以下のとおりとする。

ア 事業に関すること

本会各種事業への参画及び本会名義の使用（主催、共催、後援、協賛等）

イ 役員・評議員に関すること

理事候補者、監事候補者、評議員候補者の推薦及び当該団体推薦役員・評議員の理事会・評議員会への出席

ウ 各種推薦にかんすること

本会からの他団体・機関等への当該団体に関する各種推薦（栄典、銃砲所持等）

エ 契約に関すること

当該団体と締結する各種契約（事業委託契約等）

オ 委嘱・委任等に関すること

本会役員・各種委員会委員等の委嘱・委任・任命等行為

カ その他理事会・評議員会が判断したこと

(4) 除名

本会から書面での通知を以って、当該団体を除名する。

2 本会は、措置の通知後、当該団体における是正・改善状況を見極めた上で、措置の種類及び内容を協議、決定する。

(個人に対する措置の種類及び内容)

第6条 この規程における個人に対する措置の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 指導

本会から口頭又は書面を以って、当該個人に対し是正・改善を求める。

(2) 勧告

本会から書面を以って、当該個人に対し顛末及び改善意思の文書を求める。

(3) 資格停止

本会から書面での通知を以って、当該個人に対し一定期間、本会及び加盟団体における個人としての権利・権限を停止する。

(4) 永久追放

本会から書面での通知を以って、当該個人に対し本会及び加盟団体における全ての資格、権利・権限を喪失させる。

(上訴)

第7条 本会の措置内容に対し、当該団体及びその構成員は日本スポーツ仲裁機構に上訴を申し立てることができる。

(その他)

第8条 本会は、措置の対象となる事案が一定期間経過し判明した場合、事案が発生した時点から起算して、この規程を適用することができる。

2 この規程に定める事項以外については、別途倫理委員会で協議の上、理事会及び評議員会において決定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、理事会及び評議員会の決議により改廃できる。

附則

1 この規程は、平成25年3月22日から施行する。

1 この規程は、平成25年5月15日から施行する。